



# 弁護士アプリの使い方

## 藤野弁護士と学ぶ法律教室

22

ます。

### 3・逸失利益

逸失利益の計算方法は、おおよかにいえば、労働能力喪失率×基礎収入×労働能力喪失期間で入×労働能力喪失期間です。後遺障害により収入が減額した部分を、平均の日本人なら労働できたであろう期間分計算することになります。ここで

残った場合、大まかに5% (14級) × 350万円 (主婦の基礎収入) × 11 (終了可能年数17年分の係数) = 1192万円が逸失利益になります。

方、後遺障害が認定されなかった場合は、症状固定日までの入通院実費、休業損害および入通院慰謝料等が支払われるのみで終了します。あらためて後遺障害認定の重要性を感じられるところで

書等級が認められるか否か、ケガの態様次第であり、訴訟してもらった。しかし、弁護士に依頼して、担当医が診断書と相談するだけで作成する際に注文を付けても弁護士を利用するべきです。

1・はじめに

述べます。

定されるということは、

症状固定時の「後」も「遺」る「障害」があることですので、

4・後遺障害慰謝料

こちらには、等級により金額が決まっています。

※なお、ここでの記述はあくまでも私個人的意見ですので、その点で慰謝料の金額について保了解ください。

前回から、皆さま、またはその家族の皆さまが不幸にも交通事故に遭われた際、どのような流れで処理が進んでいくかを

2・後遺障害の影響

症状固定後の損害について

5・まとめ

このように後遺障害が認定されると、症状固定日までの入通院実費、休業損害および入通院慰謝料等が支払われたいように、後遺障害逸失利益および後遺障害慰謝料等が別途支払われます。他

6・弁護士利用法

藤野恵介 (ふじの・けいすけ) 弁護士 (大阪弁護士会所属、36歳、梅田法律・会計事務所) 大阪府北区梅田1-2-21000号、電話06-345-1618。主な役職は、大弁遺言相続委員会委員、刑事弁護委員会委員、専門法律相談担当者 (一般・遺言相続、家事、債務整理▽交通▽労働)、温泉学友会会員。ピラティス受講。

出来るだけ具体的に追っ

「障害」がないという

障害等級が認定される

認定されると、症状固定

障害が残らないことの方

が幸せなはずですが、な

かなかそうは考えられま

作成までにつき述べまし

が確定するのは当然で

益および後遺障害慰謝料

%です。たとえば50歳の

料等が支払われたいよう

に、後遺障害逸失利益お

せん。

## 交通事故処理の具体的なイメージ(その2)

以上のとおり、後遺障

談を無料とさせていただきます。

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相談を無料とさせていただきます。